

芸術作品のカテゴリーと作者性

—2015年VOCA展の出品拒否事件を題材に

森功次(東京大学)

2015年のVOCA展の裏側で、ある興味ぶかい出品拒否事件が起こっていた。平面作品の展覧会として知られるVOCA展に、コンセプチュアル・アーティストの奥村雄樹が会田誠に絵を描いてもらって出品しようとしたところ、実行委員会側から出品を拒否されたのである。

奥村は二つの案を提示したが、第一案は依頼行為は「平面作品」ではないという理由で拒否され、また、最終産物の「絵」に焦点を当てた第二案も、平面作品ではあるが奥村のみの作品とは言いがたいため「倫理的な問題がある」、として拒否された。だがこの一連の拒否の一方で、委員会は奥村の行為をコンセプチュアル・アートとしては認めていた。つまり今回の作品について委員会は、【奥村のコンセプチュアル・アートである】が【奥村のみの平面作品ではない】という判断を下したのである。

さらに、今回の事態をいっそう哲学的に興味深いものにしてしているのは、奥村が2012年のVOCA展に、幼い子供に体内の内臓を想像させて絵を描かせるという手法の作品を出品していた、という事実である。この作品は、「他人に依頼して平面画像を制作させる」という点では2015年に拒否された作品となら変わりはなく、だがこの2012年の作品は、奥村の平面作品として出品を認められていたのである。2012年に出品できた作品と2015年に拒否された二つの作品とでは、何が異なるのだろうか？われわれは作品の作者とカテゴリーを、いかなる条件で決定しているのだろうか？

本発表ではこの事件を題材に、芸術作品のカテゴリーと作者性との関係を考察する。用いる道具立ては、近年分析美学の領域でGaut, Hick, Mag Udihir, Meskinらによって行われている作者性 authenticityをめぐる議論、そして、Kendall Walton(1970)が提示した「芸術のカテゴリー」の概念である。

本発表ではまず、「ある作品が平面作品とみなされるための条件」と「ある作品の作者であるための条件」を精査することで今回の事件を整理する。その作業からは、今回の事件では提示物をおくカテゴリーが変わると作者が異なって見えるという事態が問題になっていること、そして、この種の共同制作について考えるには「コラボレーション方式の細かな分類」と「カテゴリーにおける達成の作者という考え方」が有用であること、が示されるだろう。最終的に本発表では、われわれの社会に次の通念があることを指摘する。

作者の達成責任を限定する通念：作品制作に複数の者が関わっている場合、あるカテゴリーにおいて一方の者に芸術的達成の責任を認めると、同一カテゴリーにおいて別の者のみに作者性を付与することはできない。

会田誠の「絵」を奥村雄樹の「絵」として出品できなかったこと背景には、この通念がある。またこの通念は、アプロプリエーション・アートに課されているひとつの限定を示してもいる。アプロプリエーション・アートは元作品のカテゴリーと別のカテゴリーとして提示されないかぎり、贋作に似た倫理的問題を引き起こすのである。